

小川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
小川町教育委員会

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨、現状 | 2 |
| 2. 目標 | 4 |
| 3. 計画の期間 | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が健康に働き続けられるよう、勤務実態を把握し、業務量を適正化し、健康を守るために、小川町教育委員会（以下、町教育委員会）が組織的に取り組むための計画である。

教育職員の在校時間の管理・健康管理・業務削減・組織的な改善を包括的に進めるために策定する

(2) 小川町の現状

小川町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を定め、具体的な取組として「小川町立小・中学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、小川町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度 教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）の時間外在校等時間の状況】

| | 月平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月19.4時間 | 19.7% | 0.1% |
| 中学校 | 月21.1時間 | 4.8% | 0% |

令和6年度における教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）の時間外在校等時間の状況を見ると、小学校では月平均19.4時間であり、月45時間を上回る割合は19.7%、月80時間を上回る割合は0.1%となっている。一方、中学校では月平均21.1時間であり、月45時間を上回る割合は4.8%、月80時間を上回る割合は0%となっている。

本町の小学校は職員数が少なく、学級事務、授業準備、学年行事の企画・運営等を担任が中心となって行う体制となっている。そのため、業務が個人に集中しやすく、時間外在校等時間が月45時間を上回る割合が比較的高い状況にある。特に、行事準備や校務分掌業務の負担が大きく、教育活動の充実に向けた教材研究や児童理解のための時間確保が課題となっている。

また、中学校においても小学校同様、教科担当が各学年の授業を一人で受け持つ体制であることから、授業準備や評価業務等の負担が大きい状況にある。部活動指導や進路指導等の業務も加わることにより、特定の時期に業務が集中しやすい傾向が見られる。

これらの状況を踏まえ、本町ではこれまで、行事の精選、会議の効率化、校務のDX化、学習支援員の配置等に取り組み、教育職員の業務負担の軽減と、教育の質の向上に必要な時間的余裕の創出を図ってきた。しかしながら、依然として一定割合の教育職員が長時間勤務の状況にあることから、引き続き業務量の適切な管理及び健康確保措置を計画的に推進する必要がある。

今後は、学校規模や校種の実態に応じた業務改善を一層進めるとともに、教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮できる勤務環境の整備を目指す。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を15時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【14.7日】
- ・ 教育職員に対して、働きがいについてのアンケートを実施する。
- ・ ストレスチェックを実施する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

小川町では、4つの視点に基づいて、以下の内容に取り組む。

あわせて、国及び県の働き方改革の方向性を踏まえ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の考え方に基づき、業務の見直しを進める。

<4つの視点>

- 教育職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- 教育職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- 教育職員の心身の健康を意識した働き方の推進
- 保護者や地域の理解と連携の促進

<取り組む内容>

(1) 教育職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

ア 専門スタッフの活用促進

- ・ 学習支援員の配置を推進し、児童生徒の支援や学力向上に活用する。
- ・ 加配教員の配置や非常勤講師等の配置を要望する。
- ・ 多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、さわやか相談員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー等を活用し支援に努める。
- ・ 専門性を有する地域人材の招聘による活用にも努める。

イ 業務の効率化の推進

- ・ GIGA端末を整備し、ICT支援員を配置することで、授業内での教師の指導への支援を行う。
- ・ 校務支援システム「School Engine」を活用し、教職員の事務作業の軽減が図れるように努める。

ウ 町教育委員会の主催する研修及び会議の見直し

- ・町教育委員会が主催する研修に関して、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討する。
- ・校長会議等において会議の効率化や会議の回数について検討する。

エ デジタルツールの活用推進による業務削減・業務改善

- ・町教育委員会、学校間の各種事務手続きの電子化を推進する。

オ 埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進

- ・各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに、学校の実情に応じて活用するよう働きかける。
- ・各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む）については、始業前には原則行わないこととする。

(2) 教育職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

ア 働きやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替変更簿、勤務時間の割振り変更簿を整備し、運用について校長会議等で確実に指示し、適切に運用できるように指導する。
- ・年次休暇や特別休暇の取得促進に努める。
- ・産前休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について学校と連携し、早期に把握することで、適切な後補充に努める。

イ 教員としての充実感の向上

- ・児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めるために、業務の効率化を推進する。
- ・組織の中で自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる「風通しのよい職員室」をめざし、働きやすい職場環境を確立できるように、管理職のマネジメント力の向上を図る。

ウ 柔軟な働き方の推進

- ・教育職員に対して「休暇等の案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布し説明することにより、制度の一層の理解を深め、育児休業の取得促進を図る。
- ・フレックスタイム制の周知や、学校の特性を踏まえた留意事項、工夫事例を整理し、活用を促進する。

エ ストレスチェック等の活用推進

- ・教育職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的としたストレスチェックにより、検査結果を個人にフィードバックし、希望があった場合には事後指導を行う体制を整える。

- ・働きやすい職場環境を作るために、勤務時間が長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職に向けての研修等の充実を図る。

(3) 教育職員の心身の健康を意識した働き方の推進

ア 教育職員の健康管理

- ・勤怠管理システムを運用し、客観的に教職員の在校時間を把握する。
- ・在校時間が長時間になっている教職員と面談し、時間外在校時間が月80時間を超える教職員には、産業医による面接を勧めるよう、管理職を指導する。
- ・県主催の研修会への参加を奨励し、業務改善推進コーディネーターの育成を図る。
- ・県からの先行事例の紹介を行う。

イ メンタルヘルスのための職場改善

- ・労働安全衛生管理体制の整備を推進する。
- ・各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境の整備に努める。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

ア 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の推進

- ・各学校での電話対応時間など、「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図る。
- ・学校運営協議会制度を活かし、地域住民の学校教育への参画意識を高める。

イ 「学校閉庁日」の設定の推進

- ・夏期休業中に学校閉庁日を実施する際に、保護者に趣旨を確実に周知する。

ウ 「小川町立中学校に係る部活動の方針」に関する保護者の理解の推進

- ・地域の活動団体に協力を得て、原則、休日の全ての部活動の地域展開を計画的に実現する。

エ 学校以外が担うべき業務の地域への協力推進

- ・登下校時の見守り活動を、スクールガードリーダーだけによるものでなく、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

<学校・教師が担う業務に係る3分類>

(1) 基本的には学校以外が担うべき業務

登下校時の見守り、放課後や休日の地域活動への対応、学校徴収金に関する業務など、必ずしも学校・教師が担う必要のない業務については、関係機関や地域、保護者等との連携のもと、役割分担を進める。

(2) 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

調査・統計への対応、事務的業務、校内環境整備、児童生徒の見守り等については、事務職員、学習支援員、スクール・サポート・スタッフ、地域人材等の活用を進め、教師の負担軽減を図る。

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

授業準備、成績処理、学校行事、会議・研修、部活動指導、保護者対応等については、内容や方法の見直し、ICTの活用、業務の精選・簡素化、校内での役割分担の工夫等により、業務量の適正化を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、小川町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、小川町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、町教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、小川町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。